

川西市電子プレミアム付商品券

参加店舗募集要領

主催:川西市役所

受託者:川西市商工会

運営事務局:(株)近畿日本ツーリスト関西 神戸支店

令和2年度「川西市電子プレミアム付商品券」参加店舗募集要領

1 商品券の発行概要

- (1) 商品券名称 「川西市電子プレミアム付商品券」
(2) 発行者 川西市 (業務受託者 川西市商工会)
(3) 商品券の内容

<子育て世帯向け>

- ア 発行総額 376,500,000円
イ 購入 15,000円分を7,500円で購入 (プレミアム率100%)
※購入上限は、1人1口まで

ウ 購入対象者 令和2年10月1日(木)時点で川西市に住民登録のある
平成13年4月1日以降に生まれた川西市民

エ 販売期間 令和2年12月1日(火)～令和3年2月28日(日)(17:00まで)

<一般向け>

- ア 発行総額 600,000,000円
イ 購入 15,000円分を10,000円で購入 (プレミアム率50%)
※購入上限は、1人1口まで

ウ 購入対象者 ※平成13年4月1日以前に生まれた川西市民
※購入者は、抽選により決定 (最大4万口)

エ 抽選期間 令和2年11月27日(金)～令和2年12月16日(水)(17:00まで)

オ 販売期間 令和3年1月15日(金)～令和3年2月28日(日)(17:00まで)

<共通事項>

- ア 販売券種 電子商品券500円単位で30枚綴り
イ 利用期間 令和3年1月18日(月)～令和3年3月15日(月)

2 商品券の取扱い留意点

- (1) 商品券と現金の交換はできません。
- (2) 商品券は、500円単位で使用するので、おつりを出さないでください。不足分は、現金等で受け取ってください。
- (3) 商品の返品に係る精算があっても、LINE アプリ上での返金はできません。
- (4) 商品券の取扱い対象外商品に該当する場合は、商品券を使用することができません。
- (5) 商品券が使用できない対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 他の割引企画との併用不可やポイント加算対象外などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (7) 利用期間を過ぎた商品券は、一切利用できません。利用期間：令和3年3月15日（月）まで
- (8) 商品券の偽造、模造、不正利用等があっても、発行者（川西市）及び受託事業者（川西市商工会）は一切責任を負いません。

3 参加店舗の対象外となる事業所

次に掲げる事業者は、参加店舗の登録をすることができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5号に規定する営業を行う事業者
※キャバレー、クラブ、パチンコ店、性風俗関連特殊営業、など
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
- (3) 下記4【商品券の取扱対象外商品】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 川西市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第22号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。

4 商品券の取扱い対象外商品

次に掲げる商品は、商品券の取扱い対象外の商品となります。

- (1) 商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペードカード等の換金性の高いもの
- (2) 株式、国債（有価証券）、先物等の金融商品、宝くじ、出資や債務の支払い、金融機関への預け入れ
- (3) 事業活動に伴い発生した売掛金、未払金等の支払い
- (4) 国や地方公共団体等への支払（税金、電気・通信・ガス・水道・鉄道・バス等の各種公共交通料金・運賃等）
- (5) 不動産取得や自動車のような資産性の高い商品
- (6) たばこ
- (7) 生命保険料・損害保険料等の料金等
- (8) 特定の政治・宗教団体に関わるもの
- (9) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

5 参加店舗の登録申請

(1) 登録資格

- ア 川西市内に、「事業所」、「店舗等」を有すること。
- イ 次の事項について、同意できること。
- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じている。
 - ② アフターコロナに向け、キャッシュレスを前向きに検討する意思がある。
 - ③ 商品券の不正換金をしない。
 - ④ 市税等の滞納がなく、確定申告、その他労働雇用関連法令を遵守している。
 - ⑤ 取扱店舗募集要領を遵守する。

(2) 登録方法

取扱店登録希望者は、ホームページにアクセスし、「参加店舗登録申請フォーム」から登録してください。【申込URL：<https://www.knt.co.jp/ec/kawanishi-premium/>】

この「募集要領」及び上記登録資格要件に同意の上、必要事項を入力してください。

なお、Web 上での登録申請ができない方は、事務局までご相談ください。

<川西市電子プレミアム付商品券事務局>

TEL：072-767-9888

〒666-0011 川西市出在家町1番8号 川西市商工会館内

受付時間 平日 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く。）

※大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請してください。

※ショッピングモールなどにおいて管理を一括で行う場合は、登録申請フォームより別途エクセルシート「複数店舗登録の申請書」をダウンロードいただき、メール添付にて所定のアドレスまでお送りください。（後日配布する利用店コード発行、資料数（店舗数）確認のため）管理を行う店舗数情報を伝えください。（後日配布する資料数（店舗数）の為）

(3) 登録受付期間

令和2年10月14日（水）～ 令和3年2月15日（月）まで

※申請からHP掲載、利用可能店舗リスト掲載まで約3週間かかります。商品券の利用開始が、令和3年1月18日からですので、この旨ご留意の上、登録申請を行ってください。

(4) 登録の完了

ア 登録申請のあった事業所、店舗等については、事務局での審査を経て、問題がなければ、参加店舗として登録が完了します。

イ 参加店舗の登録が完了した店舗については、HPへ店舗情報を掲載いたします。

ウ 参加店舗の登録が完了した店舗には、後日、店頭に掲示していただく「取扱店表示スター」、「取扱店表示ステッカー（施設コード記入欄含む）」、「川西市電子プレミアム付商品券取扱店舗マニュアル」等を配布します。 ※1月上旬の予定

エ 登録後であっても、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6 商品券の利用の際の参加店舗による確認等

利用者が商品券を利用する場合、次に掲げる事項を確認してください。

- (1) 利用者から、スマホ等により商品券の利用について提示があった場合は、画面上の店舗名、利用枚数、利用金額を確認し、目視確認してください。

目視確認が完了すれば、利用者にその旨伝えていただくとともに、店舗側の記録を行ってください。

- (2) 商品券の利用に当たっては、控え等は発行されないので、利用料金等の確認が必要な場合は、川西市電子プレミアム付商品券事務局までお問い合わせください。

商品券の利用の直後から、お問い合わせに対応できます。

7 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター及びステッカー」を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)

また、利用者が商品券を利用する際に必要となる「施設コード」を、レジカウンターの前に提示してください。

- (2) 偽造された利用画面と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、すみやかに警察へ通報していただくとともに、川西市電子プレミアム付商品券事務局までご連絡ください。

商品券の利用画面の確認については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての従業員にご周知願います。

8 換金手続きについて

- (1) 換金の手続き

参加店舗側には、特に必要な事務作業はありません。(売上の未収計上等は各自でお願いします。)

運営事務局システム上で売上計上されたものを、下記日程にてご登録いただいた口座へお振込みします。

◆換金までの流れ

- ① 事務局にて使用商品券の利用状況の確認を行い、振込金額を確定します。
- ② 下記のスケジュールを目途として、指定口座に入金します

<入金（予定）スケジュール>

- ・ 1月18日（月）～1月31日（日）利用分 → 2月18日（木）入金
- ・ 2月 1日（月）～2月14日（日）利用分 → 3月11日（木）入金
- ・ 2月15日（月）～2月28日（日）利用分 → 3月25日（木）入金
- ・ 3月 1日（月）～3月15日（月）利用分 → 4月 8日（木）入金

- (2) 詳細な商品券の換金方法は、参加店舗向け「川西市電子プレミアム付商品券取扱店舗マニュアル」に掲載します。
- (3) 換金期間

令和3年1月18日（月）～令和3年4月8日（木）

※店舗で計上の金額と、振込額が合わない場合は、利用日時などの照会を行いますので、川西市電子プレミアム付商品券事務局までお問い合わせください。

9 取扱店の取消等

取扱店「募集要領」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

10 その他留意事項

その他、「募集要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と川西市が協議し、その対応を決定します。